

第 1 号 議 案

令 和 2 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 )

## 令和2年度亀岡市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度亀岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2, 265, 400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47, 368, 800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表地方債補正」による。

令和2年11月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

# 第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 6,900,000	千円 186,945	千円 7,086,945
	1 地方交付税	6,900,000	186,945	7,086,945
13 分担金及び負担金		265,038	1,124	266,162
	1 分担金	7,137	1,124	8,261
15 国庫支出金		15,313,344	207,855	15,521,199
	1 国庫負担金	3,262,742	144,601	3,407,343
	2 国庫補助金	12,031,219	63,254	12,094,473
16 府支出金		3,632,899	101,661	3,734,560
	1 府負担金	1,249,966	72,301	1,322,267
	2 府補助金	2,196,037	29,360	2,225,397
18 寄附金		738,536	1,100,000	1,838,536
	1 寄附金	738,536	1,100,000	1,838,536
19 繰入金		1,568,686	467,325	2,036,011
	2 基金繰入金	1,526,454	467,325	1,993,779
20 繰越金		439,662	185,607	625,269
	1 繰越金	439,662	185,607	625,269
21 諸収入		310,466	△317	310,149
	6 雑入	276,204	△317	275,887
22 市債		2,603,500	15,200	2,618,700
	1 市債	2,603,500	15,200	2,618,700
歳入合計		45,103,400	2,265,400	47,368,800

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 283,251	千円 11,800	千円 295,051
	1 議会費	283,251	11,800	295,051
2 総務費		13,863,995	1,754,217	15,618,212
	1 総務管理費	12,918,431	1,744,952	14,663,383
	2 徴税費	364,912	△2,120	362,792
	3 戸籍住民基本台帳費	178,715	△591	178,124
	6 監査委員費	36,176	△114	36,062
	7 環境交通対策費	324,171	12,090	336,261
3 民生費		13,869,975	323,703	14,193,678
	1 社会福祉費	6,931,292	317,876	7,249,168
	2 児童福祉費	5,589,451	13,473	5,602,924
	3 生活保護費	1,314,372	△7,646	1,306,726
4 衛生費		2,949,642	56,325	3,005,967
	1 保健衛生費	1,468,469	45,929	1,514,398
	2 清掃費	1,481,173	10,396	1,491,569
6 農林水産業費		1,409,378	△1,813	1,407,565
	1 農業費	1,155,418	△613	1,154,805
	2 農地費	175,162	△174	174,988
	3 林業費	77,113	△1,026	76,087
7 商工費		1,029,299	88,114	1,117,413
	1 商工費	1,029,299	88,114	1,117,413
8 土木費		3,093,031	△4,801	3,088,230
	1 土木管理費	21,345	△1,343	20,002
	2 道路橋梁費	874,938	△4,612	870,326

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 210,800	千円 △5,042	千円 205,758
	3 河川費	210,800	△5,042	205,758
	4 都市計画費	1,732,081	19,100	1,751,181
10 教育費	5 住宅費	253,867	△12,904	240,963
		3,109,624	27,617	3,137,241
	1 教育総務費	367,021	3,728	370,749
	2 小学校費	1,274,148	3,189	1,277,337
	3 中学校費	464,464	769	465,233
	4 幼稚園費	96,029	△11,715	84,314
11 災害復旧費	5 社会教育費	825,409	31,646	857,055
		65,338	10,238	75,576
	1 農林水産施設災害復旧費	48,729	10,238	58,967
歳 出 合 計		45,103,400	2,265,400	47,368,800

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業 (大井小学校校舎) (詳徳小学校校舎)	千円		千円	千円		千円
			900,224	令和元年度	360,128	900,224	令和元年度	360,128
				令和2年度	0		令和2年度	0
				令和3年度	540,096		令和3年度	0
			-	-		令和4年度	540,096	

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3民生費	1社会福祉費	総合福祉センター 管理運営事業	千円 33,280
4衛生費	2清掃費	塵芥収集運搬事業	11,824

第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
ふれあいプラザ管理経費	令和2年度から 令和6年度まで	千円 50,480
塵芥処理事務経費	令和2年度から 令和3年度まで	4,100
塵芥処理施設管理業務経費	令和2年度から 令和3年度まで	26,800
資源化推進事業等業務経費	令和2年度から 令和3年度まで	99,900
し尿収集運搬業務経費	令和2年度から 令和3年度まで	44,000
農業公園管理経費	令和2年度から 令和6年度まで	20,400
土づくりセンター管理経費	令和2年度から 令和6年度まで	28,000
都市公園（33箇所）管理経費	令和2年度から 令和6年度まで	134,717
図書館用物品配送 業務委託経費	令和2年度から 令和3年度まで	600

## 第5表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生農林水産 施設災害復旧事業	千円 1,400  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	1,400			

### 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	千円 366,100  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 379,900  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	2,603,500				2,617,300			